

ACCSTV デジタル多チャンネルサービス加入契約約款

第1条(約款の適用範囲)

一般財団法人研究学園都市コミュニティケーブルサービス(以下「ACCS」といいます。)、は、本約款に基づきACCSTVデジタル多チャンネルサービスを提供します。また、ACCSTVデジタル多チャンネルサービスの利用に必要な再放送サービスに関する設置工事及び利用契約に関しては、「ACCSケーブルテレビ再放送サービス加入契約約款」が適用されます。(なお、放送法の改正により、再送信サービスの名称が、再放送サービスに変更されましたが、サービスの内容に変更はありません。)

2 ACCSTVデジタル多チャンネルサービスとは、「ACCSケーブルテレビ再放送サービス加入契約約款」で定める有料放送サービスであり、本約款が適用されます。ただし、本約款の別表「四 利用料金」に定める利用料金の支払い及び「ACCSケーブルテレビ再放送サービス加入契約約款」で定める再放送サービスをご利用・ご契約いただく場合に限り利用及び視聴いただけます。

第2条(加入契約の単位)

加入契約は、世帯(居住及び生計を共にする者の集まり又は独立して居住若しくは生計を維持する単身者をいいます。)又は事業所、建築物の所有者又は管理者ごとにを行います。

2 集合住宅その他これに類する建築物に居住する世帯又は事業所については、建築物の所有者又は管理者とACCSとの間で引込み工事、施設使用等に関する契約が別途締結された後に加入契約を締結するものとします。

第3条(加入契約の成立)

加入契約は、加入申込者が予めこの約款を承認し当社の指定する方法により所要事項をACCSに通知することを申込みとし、ACCSがこれを承諾することにより成立するものとします。

2 ACCSは、次の場合は加入申込みを承諾しない場合があります。

- (1)ACCSのサービスの提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合
- (2)加入申込者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことがあるなど本約款上要請される債務の履行を怠る恐れがあると認められる場合
- (3)加入申込者がACCSに通知した所要事項に虚偽および不備(書面等での名義、捺印、識別のための番号および符号情報等の相違・記入漏れ等を含みます。)がある場合
- (4)加入申込者がACCSの放送する番組の著作権その他を侵害する恐れがあると認められる場合
- (5)加入申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合
- (6)料金等のお支払い方法について、ACCSが定める方法に従っていない場合
- (7)加入申込者がこの約款に違反する恐れがあると認められる場合
- (8)その他、ACCSの業務に著しい支障がある場合

第4条(加入契約の有効期間)

加入契約の有効期間は、契約成立の日から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までにACCS、加入者のいずれからも文書による意思表示がない場合には、引き続き1年間自動延長するものとし、以降も同様とします。

第5条(最低利用期間)

サービスの最低利用期間は、別表「四 利用料金(月額・税別)」で定める、料金課金開始日より6ヶ月間とします。

2 加入者は、止むを得ない事情によって前項の最低利用期間内に契約を解除した場合には、ACCSが定める期日までに、別表「六 損害金等」記載の契約解除料を支払っていただきます。また、初期費用の実質無料が適用されている場合、割賦払い残月分の一括請求が発生します。

第6条(加入申込の撤回等)

加入申込者は、加入申込みの日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回又は当該契約の解除を行うことができます。

2 前項の規定による加入契約の撤回等は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。

3 第1項の規定による加入申込みの撤回等を行った者は、加入契約料の還付を請求することができます。ただし、あらかじめ加入申込みの撤回する意思をもって加入契約の申込を行った場合等、加入契約の申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の趣旨に反していることが明らかに認められるときは、この限りではありません。

4 前項の規定にかかわらず加入契約後、引込工事、宅内工事等を着工済み、又は完了済みの場合には加入者はその工事に要した全ての費用を負担するものとします。

第7条(利用料金)

加入者は、後記記載の料金表に従い加入契約料等、再放送料、工事費等、利用料金、(以下「諸料金」といいます。)をACCSに支払っていただきます。ただし、再放送料、加入契約料又は工事費等は、ACCSが定めた条件を満たした場合に限り減額または免除とします。工事費等の支払いがない場合、又は加入者が支払を拒否した場合、ACCSは該当加入者への工事を拒否できるものとします。

2 利用料金は、サービス開始の日の属する月の翌月分からサービス停止の日の属する月の当該月分まで、毎月支払うものとします。

3 サービス停止の日の属する月の利用期間は当該月月末迄とします。

4 ACCSが第1条に定める全てのサービスを、月のうち継続して10日以上行わなかった場合(チャンネルの全てが停止した場合。再放送サービスも含む)は、当該月分の利用料金は、第1項の規定にかかわらず無料とします。

5 社会経済情勢の変化、提供するサービス内容の変更等に伴い、諸料金を変更することがあります。この場合、ACCSは改定の1ヶ月前までに加入者に通知します。

6 別表四の利用料金には、日本放送協会(NHK)の定めによるテレビジョン受信

料(衛星放送受信料を含む)及び株式会社WOWOWの視聴料は含まれていませんので、別途加入者がNHK及びWOWOWにそれぞれお支払いください。

第8条(諸料金の支払い方法)

加入者がACCSに支払う諸料金の支払方法は、別表「一 諸料金の支払方法」に記載の方法により、ACCSが別途指定する期日までに支払うものとします。

2 別表「一 諸料金の支払方法」の内、STB保証金及び取扱手数料を必要とする支払い方法を選択する加入者は、別表「三 STB保証金」のSTB保証金を支払っていただきます。

3 前項のSTB保証金を支払った加入者が契約の解除によりSTB等を返還した場合には、ACCSは加入者にこれを返還するものとします。ただし、ACCSへの未納金がある場合又は第5条に定める最低利用期間内での契約の解除の場合にはこの限りではありません。

4 前項のSTB保証金の返戻については、未納金等の確認後、ACCSの料金支払い口座又は加入者の指定する口座に原則解約月の翌月以降に入金するものとし、解約時等における現金等による即時返戻は行わないものとします。

5 ACCSは、原則として加入者に対して請求書及び領収書の発行は行わないものとし、クレジットカードによる支払においては、カード会社発行の利用明細書等を、口座振替等の場合は口座引き落とし明細を、その他のお支払方法の場合は支払明細書等をもって領収証に代えさせていただくものとします。加入者が領収書及び明細書の発行を希望する場合には、ACCSにその旨申し出ると共に別表「五 工事費・諸手数料等」の「2 諸手数料等」に定めた手数料を支払うものとします。

第9条(遅延損害金)

加入者が諸料金の支払いを支払期日より遅延した場合は、支払期日の翌日から支払う日までの日数に応じて、年(365日あたり)14.6%の割合で計算した遅延損害金をACCSに支払うものとします。

第10条(STBの貸与)

ACCSは、第3条により成立した加入契約に基づき、加入者にSTB(リモートコントローラ及び電源コード、ICカード類を含みます。)及びその他設置に必要な機器類を貸与します。ICカード類は、地上デジタルとBSデジタル受信用のICカード(B-CASカードまたは新CAS方式に対応したI CチップACAS)及び多チャンネル受信用のICカード(C-CASカード)となります。

2 加入者は、STB等を使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。

3 加入者の故意又は過失により、STB等を破損又は紛失した場合は、その修理、補償に要する費用は、加入者が別表「六 損害金等」による損害金を負担するものとします。

4 ACCSが貸与するSTBの内蔵ハードディスクに記録された内容については、一切の保証を負いません。また、STBに接続された録画装置に録画された内容についても、一切の保証を負いません。

5 加入者は、第26条により当該加入契約が解除されたときは、STB等をACCSにすみやかに返還するものとします。ACCSに返却がない場合、別表「六 損害金等」に定める損害金をACCSに支払うものとします。

6 加入者は、ACCSが必要に応じて行うSTBのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

第11条(ACAS、B-CASカード及びC-CASカードについて) ACASチップに関する取扱い、は、STB搭載のため、前条に準じます。B-CASカードに関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。C-CASカードに関する取扱いについては、ACCSの定めるところによります。

第12条(C-CASカードの取扱いについて)

STBを利用する加入者は、STB1台につき1枚のC-CASカードをACCSより貸与されるものとし、STBの解約又は契約の解除時に、C-CASカードをACCSに返却するものとします。また、ACCSは必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換及び返却を請求することができるものとします。

2 C-CASカードはACCSに帰属し、ACCSは加入者がACCSの手配による以外のデータ追加及び変更ならびに改竄することを禁止し、それが行われたことによるACCS及び第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします。

3 加入者が故意又は過失によりC-CASカードを破損又は紛失した場合には、

加入者は、別表「六 損害金等」に定める損害金をACCSに支払うものとします。

4 加入者は、C-CASカードを紛失または盗難にあった場合は、ACCSにその旨を速やかに届け出るものとします。ACCSは届け出を受理した場合においては、速やかにC-CASカードを無効にするものとします。但し、届け出が受理される以前に、第三者によりC-CASカードが使用された場合においては、料金は加入者負担となります。また、加入者がC-CASカードの紛失または盗難にあった場合に、加入者が何らかの損害を被った場合でも、ACCSは損害賠償責任を負わないものとします。

第13条(施設の設置及び費用の負担等)

加入者は、保安器又は光放送端末(V-ONU)の出力端子から受信機までの施設(以下「加入者施設」といいます。)の設置工事に要する宅内工事費を負担し、これを所有するものとします。

2 ACCSが本契約に従って放送サービスを提供するために必要な工事の施工は、ACCS又はACCSの指定する業者が行うものとします。

第14条(ブースターの貸与)

加入者は、ACCSのサービスを利用するに当たって、加入者施設にあたるブースターをACCSから借受けることができ、ACCSは申告のあった加入者の加入者施設にブースターの貸与及び設置工事を行います。

2 ブースターの貸与を受けている加入者は、別表「五 工事費・諸手数料等」に定めるブースター利用料を毎月支払うものとします。

3 加入者は、ブースターの借受けを取りやめる場合には、ACCSへその旨を申請し、別表「五 工事費・諸手数料等」に定めるブースター撤去料を支払うものとします。

第15条(維持管理責任の範囲)

ACCSの維持管理責任の範囲は、ACCS施設とします。なお、加入者は ACCS施設の維持管理の必要上、ACCSのサービスが停止することがあることを承認するものとします。

2 加入者の維持管理責任の範囲は、加入者施設とします。

第16条(施設の設置場所の無償使用等)

ACCS又はACCSの指定する業者がACCS施設の設置、検査、修理、撤去等を行うため、加入者の所有又は占有する敷地、家屋、構築物等への出入りについて協力を求めた場合は、加入者はこれに協力するものとします。

2 加入者は、ACCSのサービスを受けることについて、地主、家主その他利害関係者がいるときにはあらかじめ必要な承諾を得ておくものとします。また、このことに関して後日苦情が生じたときには、加入者が責任をもって解決するものとします。

第17条(禁止事項)

加入者は、ACCSの提供するサービスを第三者にいかなる方法による提供であっても無償、有償にかかわらずできません。

2 加入者は、ACCSの放送サービスの視聴を可能にする目的で、ACCSが設置した設備、機器等以外の不正な機器等を使用することはできません。

3 加入者は、STBを改造して、サービスをACCSに無断で受信することできません。

4 ACAS、B-CAS 及び C-CAS カードの複製・翻案、および改造・変造・改ざん等のカードの機能に影響を与えることはできません。

第18条(施設の故障等に伴う費用負担)

ACCSは、加入者からACCSが提供するサービスの受信に異常がある旨の申し出があった場合には、これを調査し必要な措置を講ずるものとします。異常の原因が加入者施設による場合は、その修復に要する費用は加入者の負担とします。

2 加入者は、加入者の故意又は過失により、STBに故障又は損傷が生じた場合は、その修復に要する費用を負担するものとします。

第19条(サービス業務内容の変更)

ACCSは、やむを得ない事情によりサービス業務内容を変更することがあります。なお、変更によって生じる損害の賠償には応じません。

第20条(免責事項)

ACCSは、次に該当する場合、放送サービスを中断する場合があります。また、本項に該当する場合の損害の賠償には応じません。

(1)天災地変その他ACCSの責に帰さない事由等によりサービスの提供の中止を余儀なくされた場合

(2)ACCSの責に帰さない事由または受信障害により放送内容の全部または一部に画面症状(画像の劣化、ブロック状のノイズ、画面の静止、受信不能等の症状をいいます。)が発生した場合

(3)ACCSの責に帰さない事由等により機器等が正常に動作しなかったことにより不具合が生じた場合

(4)落雷などのACCSの責に帰さない事由等により、ACCS施設に接続された加入者施設およびテレビ受信機等が損傷した場合

(5)ACCS施設の保守点検、修理又は検査等を行うために放送サービスの中断の必要が生じた場合

(6)理由のいかにかわらず、番組が視聴・録画できなかった事に起因する番組及び放送の視聴・録画等に関する損害

2 ACCSが貸与したSTBの利用について、録画機能および録画物の再生機能に不具合が生じた場合、また、設置場所の変更、故障、サービスの解約などにより、機器の交換や撤去を行った際の録画物の消失

3 ACCSは、サービスの利用により発生した加入者と第三者との間に生じた加入者又は第三者の損害、およびサービスを利用できなかったことにより発生した加入者と第三者との間に生じた加入者又は第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

第21条(設置場所の変更)

加入者は、次の場合に限り、STBの設置場所を変更できるものとします。

(1)変更先が同一建物内であり、技術的に提供可能な場合

(2)変更先がACCSの業務区域内で、技術的に提供可能な場合

2 加入者は、前項の規定により設置場所を変更しようとする場合は、ACCS所定の書式によりその旨申し出るものとします。

3 加入者は、第8条の規定にかかわらず、設置場所の変更に要する全ての費用を負担するものとします。移転の工事は、ACCS又はACCSの指定する業者が行うものとします。

第22条(名義変更)

次の場合には、ACCSの承認を得て、加入者の名義を変更することができます。

(1)相続又は法人合併の場合

(2)新加入者が、旧加入者の加入契約に定められた同一内容で、権利義務を承継する場合

2 前項の名義変更を行う場合、新加入者はACCS所定の名義変更依頼書に名義変更手数料を添えて申し出るものとします。

第23条(加入申込書記載事項の変更)

加入者は、加入申込書記載のサービス内容の変更を希望する場合は、文書でACCSに申し出るものとします。

2 前項のほか、加入申込書に記載した事項に変更がある場合には、加入者は文書でACCSに申し出るものとします。

第24条(解約)

加入者は加入契約を解除しようとする場合、解約を希望する月の月末までに使用していたSTB(リモートコントローラ及び電源コード、ICカード類を含みます。)及びその他取り付け時に貸与した機器類をACCS指定の窓口に持参の上返却し、文書によりACCSにその旨を申し出るものとします。

2 第2条第2項に当たる加入者の場合は、同項の定める建築物の所有者又は管理者とACCSとの間の契約が解約された場合には前項の規定にかかわらず加入契約を解約するものとします。

3 ACCSは、加入者からの解約の申し出を受けた際、加入者からの申し出があれば機器等を撤去するものとします。その際、加入者は別表「五 工事費・諸手数料等」に定める撤去費用実費を支払うものとします。

4 加入者は、第7条に定める利用料を含む全ての料金をサービス停止の日の属する月分まで支払うものとし、当該解約の日の属する月までに精算するものとします。また、日割り計算による精算はいたしません。

5 加入者は解約の場合、直ちに機器等をACCSに返却するものとします。ACCSに返却がない場合、別表「六 損害金等」に定める損害金をACCSに支払うものとします。

6 加入者は、上記3項等に伴う機器類の撤去の際、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、加入者が自己の負担でその復旧工事を行なうものとします。

7 ACCSは、解約手続時又は手続終了後(訪問・来店等の解約方法を問わず)に混入が判明した加入者の所有する物品類の取り扱いについては、加入者は所有権を放棄したとみなし、紛失・破損・データ消失等いかなる場合においてもACCSは一切の責任及び賠償を負わないものとします。

第25条(加入者の義務違反による契約の解除)

ACCSは、加入者がこの約款に定める諸料金の支払い義務を怠った場合、その他この約款に違反したと認められる場合は、加入者に催告のうえ又は加入者の都合によりACCSから加入者に対する催告が到達しない場合は通知催告なしにサービスの提供を停止し、あるいは加入契約を解除することができるものとします。なお、解除の際、加入者は、ACCSが契約の解除を催告した日の属する月までの未払いの諸料金を支払う義務を負います。

2 前項により加入契約を解除された場合、解除された月を含め、6ヶ月以内に機器等をACCSに返却するものとします。返却がない場合、ACCSは利用者宅に設置されている機器等を回収することが出来るものとします。

第26条(反社会的勢力の排除)

契約者およびACCSは、現在または過去5年以内において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。違反した場合はACCSTVデジタル多チャンネルサービスを解約することがあります。但し、法令により取引が義務付けられているものを除きます。

(1)反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
(2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
(3)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

(4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5)役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 契約者および当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

3 契約者または当社が、第1項の規定にもとづく確約に違反し、または前項各号のいずれかに該当する行為をした場合には、相手方は即時にACCSTVデジタル多チャンネルサービスを解除することができるものとします。

第26条(国内法への準拠)

この約款は日本国国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については水戸地方裁判所を管轄裁判所とします。

第27条(定めなき事項)

この約款に定めなき事項が生じた場合は、ACCS及び加入者は本約款の主旨に従い、誠意をもって協議のうえ解決にあたるものとします。

第28条(約款の改正)

この約款は総務大臣に届け出たうえ改正することがあります。この場合には、料金その他の提供条件等は変更後の約款に定めるところによります。

付 則

(1)ACCSは、特に必要がある場合はこの約款に特約を付することができるものとします。

(2)この約款は、2026年10月1日より改訂します。

別表
～ 諸料金の支払方法（税込）
諸料金の支払い方法は下記の通りとします。

項 目	STB 保証金	取扱手数料	摘 要
クレジットカード	なし	無料	VISA・MasterCard・JCB・ AMEX・Dinersの いずれかと提携したもの
銀行口座引落し	あり	110 円/1 回	指定銀行に限る
コンビニエンスストア支払	あり	220 円/1 回	指定店舗に限る

二 加入契約料等

項 目	金 額(円)	摘 要
CATV加入契約料	無料	当分の間無料とします

三 STB保証金(非課税) ※クレジットカード払い以外に必要

項 目	金 額(円)	
STB保証金	4K+	10,000
	4K+REC	20,000

四 利用料金(月額・税込)

1. 1 基本サービス

項 目		金 額(円)	
		戸建住宅	集合住宅
プレミアム	1 台目	5,500	5,170
	2 台目以降	3,190/台	3,190/台
スーパーライト	1 台目	2,090	2,090
	2 台目以降	1,320/台	1,320/台

※予告なく終了、又は他のコースへの移行を行う場合があります。

- ・加入者が同一の名義且つ同一の家屋内において、基本サービスを2台以上利用する場合 には、
利用料金の最も高いサービスを1台目とし、2台目以降は該当サービスの2台目以降の料金を適用
します。
- ・スーパーライト加入者又は追加にて番組ガイド誌購読をご希望の場合は、330 円/冊(税込)でご購
入いただけます。
- ・日本放送協会(NHK)のNHK受信料(衛星放送受信料含む)は上記料金に含まれません。
- ・集合住宅は、第2条2項に該当する建物に居住する加入者を対象とします。

1. 2 STBサービス

項 目	金 額(円)		摘 要
	戸建住宅	集合住宅	
4K+	550/台	550/台	
4K+REC	1,100/台	1,100/台	本体録画機能付き

- ・任意でのSTB変更は月1回までとします。

1. 3 アラカルトサービス

項 目	金額(円)	摘 要
日経 CNBC	990/台	
スカイA	1,100/台	
ディズニー・チャンネル	869/台	2チャンネル契約となります
ディズニージュニア		
歌謡ポップスチャンネル	880/台	
WOWOWプラス映画ドラマ・スポーツ・音楽	770/台	
映画チャンネルNECO	550/台	
日テレジータス	990/台	
日テレプラスドラマ・アニメ・音楽ライブ	990/台	
ホームドラマチャンネル 韓流・時代劇・国内ドラマ	660/台	
TBS NEWS	408/台	
TBSチャンネル 1 最新ドラマ・音楽・映画	1,100/台	2チャンネル契約となります
TBSチャンネル 2 名作ドラマ・スポーツ・アニメ		
テレ朝チャンネル 1 ドラマ・バラエティ・アニメ	660/台	
フジテレビ ONE TWO NEXT	2,310/台	3チャンネル契約になります
釣りビジョン	1,320/台	
アジアドラマチックTV(アジア)	660/台	
KBSワールド	1,100/台	

2 オプションチャンネル（月額・税込）

項 目	金額(円)	摘 要
WOWOW	2,530/台	WOWOWとの直接契約
BS10プレミアム	1,980/台	旧スターチャンネル
フジテレビネクスト	1,760/台	プレミアム加入者のみ
J SPORTS 4	1,430/台	
KNTV	3,300/台	
衛星劇場	2,200/台	
東映チャンネル	1,650/台	
V☆パラダイス	770/台	
Mnet	2,530/台	
アニメシアターX(AT-X)!	2,180/台	
グリーンチャンネル	1,100/台	
ゴールデンアダルトセット	3,300/台	満20歳以上者のみ申込可
FIGHTING TV サムライ	1,980/台	

五 工事費・諸手数料等(税込)

1 工事費等

項 目	金 額(円)	摘 要
STB設置費	6,600/回	宅内引込済建物
STB移設費	3,300/回	転居による移設等
STB交換費	5,500/回	サービス変更に伴う交換
録画機能付STB及びブルーレイドライブ 内蔵STB及び4K－STB設 置費	11,000/回	新規加入時またはサービス変更時 置費
ブースター利用料	330/月	ブースター貸与の利用時
ブースター撤去料	3,300/台	ブースター貸与の解約時※1
STB撤去費※2	2,200/台	解約時

※1 ブースターの解約には必ずACCS指定業者による撤去解約が必要です。加入者による持ち込
みの解約はできません。また、所定の撤去費が必要です。

※2 ブースター撤去及び、回線の撤去等を除く、他のサービスと併せて解約する場合の撤去費は、
¥3,850(税込)となります。

1. 2 割増工事費

工事区分	割増工事費
年末年始・土日祝日の 割増工事費	土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年 法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月1日か ら1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日をい います。）に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、 その申出をACCSが承諾した場合、その工事に関する工事費の 合計額に3,300 円（税込）を加算して適用します。
夜間加算の割増工事費	18時から22時までに工事を行ってほしい旨の申出があった場 合であって、その申出をACCSが承諾した場合、その工事に関 する工事費の合計額に3,300 円（税込）を加算して適用します。 なお、土日祝日に工事を行う場合は、土日祝日の割増工事費を加 算して適応します。 22時から翌日の8時30分までに工事を行ってほしい旨の申出 があった場合であって、その申出をACCSが承諾した場合、そ の工事に関する工事費の合計額に6,600 円（税込）を加算して適 用します。なお、土日祝日に工事を行う場合は、土日祝日の割増 工事費を加算して適応します。

2 諸手数料等(税込)

項 目	金 額(円)	摘 要
変更手数料	550/回	名義変更等
領収書及び明細書の発行手数料	330/回	第8条第4項

六 損害金等(税込)

項 目	金 額(円)	摘 要
4K+ STB本体	33,000/台	第11条第3項
同 機器付属リモコン	3,300/個	〃
同 電源アダプター	3,300/個	〃
4K+REC STB本体	66,000/台	〃
同 機器付属リモコン	3,300/個	〃
同 電源アダプター	3,300/個	〃
B－CASカード	2,200/枚	〃
C－CASカード	2,200/枚	〃
契約解除料	利用料金1ヵ月分	第5条第2項